

秋田県公報

目次	ページ
告示	1

告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新(四六二・自然保護課)……………1
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定(四六三・自然保護課)……………7
- 休猟区の指定(四六四・自然保護課)……………9
- 特定猟具使用禁止区域の更新(四六五・自然保護課)……………12

秋田県告示第四百六十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第九項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

秋田県知事 寺田 典城

名称	区 域	存続期間	保護に関する指針
田代岳 鳥獣保 護区	大館市田代岳地 内の国有林米代 東部森林管理署 二千二百二十三 林班から二千二 百二十六林班及 び二千二百四十 九林班、並びに 二千二百二十九 林班へ小班、と 小班、ち小班、 り小班、ぬ小 班、る小班、イ	平成二十 年十一月 一日から 平成三十 年十月三 十一日ま で	一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該区域は、秋 田県内陸北部の大 館市にある田代岳 及びその周辺で、 ブナなどの落葉広 葉樹やスギの人工 林などが混在し て、林相の変化に 富む地域である。 このような自然環

完ヶ森 鳥獣保 護区	大館市商人留字 完ヶ森百六十六 番地内の大館第 二中学校の学校 林の区域。	平成二十 年十一月 一日から 平成三十 年十月三 十一日ま で	一 指定区分 身近な鳥獣生息 地 二 指定目的 完ヶ森鳥獣保護 区は、大館市中央 部の住宅地に隣接 した区域に位置 し、大館市立大館 第二中学校の学校 林として、生徒の 愛鳥思想普及啓発 の場として利用さ れ、ウグイス、シ ジュウカラ、タヌ キなどを始めとす る多様な鳥獣も生 息している。 このため当該区 域は、鳥獣の生息 のため重要な地域 であると認められ
------------------	---	---	---

李岱鳥 獣保護 区	北秋田市東根田 地内の市道東根 田下杉線と県道 鷹巣川井堂川線 との交点を起点 とし、同市道を 西進して市道李 岱沢線との交 点に至り、同市 道を北進して市 道李岱学校線と の交点に至り、 同市道を北進し て県道鷹巣川井 堂川線に続く合 川西小学校旧通 学路との交点に 至り、同通学路 を北東に進んで 県道鷹巣川井堂 川線との交点に 至り、同県道を 南進して林道蝦 夷館線との交点 に至り、同林道 を南東に進んで 合川えぞ館公園 管理道との交点 に至り、同管理 道を南西に進ん で根田沢治山堰 堤左岸に至り、 同堰堤上を直進 して根田沢右岸 の用水路との交	平成二十 年十一月 一日から 平成三十 年十月三 十一日ま で	一 指定区分 身近な鳥獣生息 地 二 指定目的 李岱鳥獣保護区 は、北秋田市の阿 仁川と小阿仁川の 合流部に位置した 混交林の森林と、 合川えぞ館公園、 スキー場、合川西 小学校敷地を 含む、地域の憩いの 場として親しまれ ている地域であ り、ウグイスやカ ッコウなどを始め とする多様な鳥類 が生息している。 特に、合川西小 学校は、昭和六十 年度に愛鳥モデル 校に指定されてお り、保護活動を通 じた環境教育の場 を確保する必要が ある。 このため当該区 域は、鳥獣の生息 のため重要な区域 であると認められ ることから、鳥獣 保護区に指定し、 当該地域に生息す る鳥獣の保護を図
-----------------	--	---	--

能代公園鳥獣保護区	能代市清助町地内の市道清助町一号线と市道島町川反町線との交点を起点とし、同市道を南	点に至り、同水路を南西に進んで県道鷹巣川井堂川線との交点に至り、同県道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。
能代市清助町地内の市道清助町一号线と市道島町川反町線との交点を起点とし、同市道を南	能代市鹹淵地内の基幹農道東能代第二農免道路と農道との交点を起点とし、同農道を南西に進んで山際に至り、同山際を西進し沼を半周して堤防に至り、同堤防を北東に進んで山裾と田圃の間の水路に至り、同水路を東進して基幹農道東能代第二農免道路に至り、同農免道路を南東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。	るものである。
平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで	一 指定区分 集団渡来地 二 指定目的 小友沼鳥獣保護区は、能代市小友沼を中心とした区域であり、周辺は落葉広葉樹やアカマツなどの針葉樹からなる山林や水田に囲まれている。このような自然環境を反映してヒシクイやハクチヨウ類を始めとする多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な区域である。	一 指定区分 指定区分 二 指定目的 小友沼鳥獣保護区は、能代市小友沼を中心とした区域であり、周辺は落葉広葉樹やアカマツなどの針葉樹からなる山林や水田に囲まれている。このような自然環境を反映してヒシクイやハクチヨウ類を始めとする多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な区域である。
二 指定目的 能代公園鳥獣保護区は、能代市の	一 指定区分 身近な鳥獣生息地 二 指定目的 能代公園鳥獣保護区は、能代市の	一 指定区分 身近な鳥獣生息地 二 指定目的 能代公園鳥獣保護区は、能代市の

能代市松山字蟹	能代市松山字蟹沢地内の米代川地域森林計画区能代市百一林班五小班から十小班の区域。	進んで能代市立第一中学校と能代市宮競技場の間を通る歩道との交点に至り、同歩道を西進して米代西部森林管理署百五十五林班と民有地の境界との交点に至り、同境界を北進して市道日吉町浜通線との交点に至り、同市道を東進し市道清助町一号线との交点に至り、同市道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。
能代市百一林班五小班から十小班の区域。	能代市松山字蟹沢地内の米代川地域森林計画区能代市百一林班五小班から十小班の区域。	西部に位置する能代公園一帯で住宅地に隣接しており、クロマツ林を中心にサクラやツツジが植栽され、地域住民の憩いの場としても親しまれている。このような良好な生息状況でシジュウカラ、カワラヒワを始めとする多様な鳥類が生息している。また過去に置いて、オオタカなども確認されている。
平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで	一 指定区分 身近な鳥獣生息地 二 指定目的 能代市松山字蟹の丘陵に位置し、民有林道職山線によりアクセス	一 指定区分 身近な鳥獣生息地 二 指定目的 能代市松山字蟹の丘陵に位置し、民有林道職山線によりアクセス
二 指定目的 能代市松山字蟹の丘陵に位置し、民有林道職山線によりアクセス	一 指定区分 身近な鳥獣生息地 二 指定目的 能代市松山字蟹の丘陵に位置し、民有林道職山線によりアクセス	一 指定区分 身近な鳥獣生息地 二 指定目的 能代市松山字蟹の丘陵に位置し、民有林道職山線によりアクセス

北浦鳥獣保護区	男鹿市北浦字湯本体内の市道平徳・草木原線と湯ノ尻川との交点を起点とし、同市道を南西に進んで同市道と接続する県道入道崎寒風山線に至り、同県道を北西に進んで西黒沢集落を経て入道崎灯台に至る歩道との交点に至り、同歩道を北西に進んで同灯台に至り、同海岸線を南東に進んで大明神崎を経て湯ノ尻	が良く、気軽に入山できる山林として市民に親しまれている。 また、主にスギやアカマツ、一部落葉広葉樹で構成され、カッコウ・ホオジロをはじめ多様な鳥類が生息している。
男鹿市北浦字湯本体内の市道平徳・草木原線と湯ノ尻川との交点を起点とし、同市道を南西に進んで同市道と接続する県道入道崎寒風山線に至り、同県道を北西に進んで西黒沢集落を経て入道崎灯台に至る歩道との交点に至り、同歩道を北西に進んで同灯台に至り、同海岸線を南東に進んで大明神崎を経て湯ノ尻	男鹿市北浦字湯本体内の市道平徳・草木原線と湯ノ尻川との交点を起点とし、同市道を南西に進んで同市道と接続する県道入道崎寒風山線に至り、同県道を北西に進んで西黒沢集落を経て入道崎灯台に至る歩道との交点に至り、同歩道を北西に進んで同灯台に至り、同海岸線を南東に進んで大明神崎を経て湯ノ尻	一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該区域は、男鹿市の北部に位置し、岩礁が続く海岸線とその後背地に針葉樹とコナラ類の落葉広葉樹の混交林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ヤマドリやノウサギを始めとする多様な鳥獣が生息しているとともに、その海岸線にはコクガン、シノリガモなどの渡り
平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで	一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該区域は、男鹿市の北部に位置し、岩礁が続く海岸線とその後背地に針葉樹とコナラ類の落葉広葉樹の混交林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ヤマドリやノウサギを始めとする多様な鳥獣が生息しているとともに、その海岸線にはコクガン、シノリガモなどの渡り	一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該区域は、男鹿市の北部に位置し、岩礁が続く海岸線とその後背地に針葉樹とコナラ類の落葉広葉樹の混交林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ヤマドリやノウサギを始めとする多様な鳥獣が生息しているとともに、その海岸線にはコクガン、シノリガモなどの渡り
二 指定目的 森林鳥獣生息地	一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該区域は、男鹿市の北部に位置し、岩礁が続く海岸線とその後背地に針葉樹とコナラ類の落葉広葉樹の混交林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ヤマドリやノウサギを始めとする多様な鳥獣が生息しているとともに、その海岸線にはコクガン、シノリガモなどの渡り	一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該区域は、男鹿市の北部に位置し、岩礁が続く海岸線とその後背地に針葉樹とコナラ類の落葉広葉樹の混交林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ヤマドリやノウサギを始めとする多様な鳥獣が生息しているとともに、その海岸線にはコクガン、シノリガモなどの渡り

<p>飯田川 公園鳥 獣保護 区</p>	<p>川河口に至り、 同川を南進して 起点に至る線に 囲まれた一円の 区域及びこれら の区域の海岸線 から百メートル までの日本海の 区域。</p>	<p>平成二十 年十一月 一日から 平成三十 年十月三 十一日ま で</p>	<p>鳥の中継地として の役割やウミウな どの海岸に見られ る鳥類などの生息 地となっている。 このため当該区 域は、鳥獣の生息 のため重要な区域 であると認められ ることから、鳥獣 保護区に指定し、 当該地域に生息す る鳥獣の保護を図 るものである。</p>
<p>潟上市飯田川下 虻川地内の県道 秋田昭和飯田川 線と豊川左岸と の交点を起点とし、 同県道を北 東に進んで県道 男鹿昭和飯田川 線との交点に至 り、県道男鹿昭 和飯田川線を北 東に進んで国道 七号線との交点 に至り、同国道 を南東に進んで 豊川左岸との交 点に至り、同川 左岸を北西に進 んで起点に至る 線に囲まれた一 円の区域。</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該区域は、潟 上市飯田川地区の 中心部の東部に位 置し、丘陵地帯で 広葉樹林、針葉樹 林、池沼及び河川 が適度に入り込ん で変化に富む地域 である。 このような自然 環境を反映して、 キジ、ヤマドリ、 タヌキ、ノウサギ を始め里山に住む 多様な鳥獣が生息 している。 このため当該区 域は、鳥獣の生息 のため重要な区域 であると認められ ることから、鳥獣 保護区に指定し、 当該地区に生息す</p>		

<p>天徳寺 山鳥獣 保護区</p>	<p>秋田市旭川南町 地内の県道秋田 八郎潟線と市道 手形泉線との交 点を起点とし、 同市道を北西に 進んで同市道と 接続する県道土 崎港秋田線に至 り、同県道を北 西に進んで市道 外旭川上新城線 との交点に至 り、同市道を北 東に進んで県道 秋田昭和線との 交点に至り、同 県道を西に進ん で市道泉濁川線 との交点に至 り、市道泉濁川 線を北東に進ん で県道秋田昭和 線との交点に至 り、県道秋田八 郎潟線を南東に 進んで起点に至 る線に囲まれた 一円の区域。</p>	<p>平成二十 年十一月 一日から 平成三十 年十月三 十一日ま で</p>	<p>る鳥獣の保護を図 るものである。</p>
<p>元木山 鳥獣保 護区</p>	<p>潟上市昭和豊川 竜毛字開沢地内 の国道七号線と 市道田屋荒長根 線との交点を起 点とし、同国道 を南西に約八百 メートル進んで</p>	<p>平成二十 年十一月 一日から 平成三十 年十月三 十一日ま で</p>	<p>一 指定区分 身近な鳥獣生息 地 二 指定目的 元木山鳥獣保護 区は、潟上市の中 央部に位置し、隣 接の市街地や水田</p>

<p>祓川鳥 獣保護 区</p>	<p>元木山公園麓の 農道との交点に 至り、同農道を 北西に約六百メ ートル進んで同 農道と連続する 市道元木山公園 線に至り、同市 道を北進して同 市道と接続する 市道元木中央線 に至り、同市道 を北東に進ん で、市道田屋元 木田線との交点 に至り、市道田 屋元木田線を南 東に進んで市道 田屋荒木根線と の交点に至り、 市道田屋荒木根 線を南東に進ん で起点に至る線 に囲まれた一円 の区域。</p>	<p>平成二十 年十一月 一日から 平成三十 年十月三 十一日ま で</p>	<p>地帯が広がる中 で、樹林帯を持つ た丘陵地区で、シ ジュウカラやノウ サギなどを始めと する、里山に住む 多様な鳥獣が生息 している。 このため当該地 区は、鳥獣の生息 のため重要な区域 であると認めれる ことから、鳥獣保 護区に指定し、当 該地区に生息する 里山に住む鳥獣の 保護を図るもので ある。</p>
<p>由利本荘市矢鳥 町及び鳥海町地 内の由利森林管 理署管轄の国有 林千五十七林班 から千五十九林 班及び千六十二 林班から千六十 五林班並びに千 七十三林班の各 林班の区域。</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域には、 由利本荘市南部の 鳥海山の北東部に 位置し、ブナを主 とする天然林で構 成される林相の変 化に富む地域であ る。 このような自然 環境を反映して、 林内ではウグイス、 キビタキなど</p>		

<p>岩谷鳥 獣保護 区</p> <p>由利本荘市岩谷 中館地内の市道 岩谷中館本荘線 と市道深沢中館 牛寺線との交点 を起点とし、市 道岩谷中館本荘 線を北東に進ん で市道三川北福 田金崎線との交 点に至り、同市 道を南進して市 道北福田山根一 号線との交点に 至り、同市道を 南進して市道古 館岩洞川原線と の交点に至り、 同市道を西に約 百七十メートル 進んで更に南東</p>	<p>平成二十 年十一月 一日から 平成三十 年十月三 十一日ま で</p>	<p>一 指定区分 身近な鳥獣生息 地</p> <p>二 指定目的 岩谷鳥獣保護区 は、由利本荘市の 旧大内町市街地に 隣接した丘陵地を 中心に位置し、中 心を一級河川芋川 が流れ、山間部は 人工林と天然林の 混交林により、林 相の変化に富む地 域となっており、 ウグイス、シジュ ウカラ、ニホンカ モシカを始めとし る多様な鳥獣類が 生息している。 このため当該区</p>	<p>の森林性の鳥類 が、標高の高い地 域では、コマド リ、ホシガラス等 の亜高山又は高山 性鳥類の他、ホン ドオコジョ、テン などの獣類など、 多種多様な鳥獣が 生息している。 このため当該地 区は、鳥獣の生息 のため重要な区域 であると認められ ることから、鳥獣 保護区に指定し、 当該地域に生息す る鳥獣の保護を図 るものである。</p>
---	--	---	--

<p>方角沢 鳥獣保 護区</p> <p>大仙市鳥井野地 内の県道土川神 岡線と県道本荘 西仙北角館線と の交点を起点と し、県道土川神 岡線を南西に進 んで市道田代沢 線との交点に至 り、同市道を南 東に進んで旧西 仙北町と旧神岡 町の境界との交 点に至り、同境 界を西進して県 道土川神岡線と の交点に至り、 同県道を南西に 進んで秋田県畜 産試験場の道路 との交点に至</p>	<p>平成二十 年十一月 一日から 平成三十 年十月三 十一日ま で</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>二 指定目的 当該区域は秋田 県内陸南部の大仙 市東部に位置し、 比較的緩やかな丘 陵地にスギ、アカ マツなどの人工林 や、コナラをはじめ とする落葉広葉 樹林などの森林が 混在しており、そ の中央には湯の 台・小方角沢湿原 や周囲には農業用 ため池や農業用水 路等の豊富な水資 源があることか ら、エナガ、ホオ ジロなどの鳥類や</p>	<p>に約百メートル 進んで滝の沢集 落に至る歩道と の交点に至り、 同歩道を南進し て北福田地区と 赤田地区との境 界に至り、同境 界を西進して県 道北ノ又岩谷線 との交点に至 り、同県道を西 進して市道深沢 中館牛寺線との 交点に至り、同 市道を西進し起 点に至る線に囲 まれた一円の区 域。</p> <p>域は、鳥獣の生息 のため重要な区域 であると認められ ることから、鳥獣 保護区に指定し、 当該地域に生息す る鳥獣の保護を図 るものである。</p>
---	--	--	--

<p>乙越沼 鳥獣保 護区</p> <p>大仙市乙越地内 の市道乙越線と 市道杉山田・江 原田・乙越線と の交点を起点と し、市道乙越線 を南東に進んで 市道九升田後線 との交点に至 り、同市道を南 東に進んで市道 宿九升田線との 交点に至り、同 市道を南西に進 んで市道強首温 泉五号線との交 点に至り、同市 道を北西に進ん で市道大場崎・ 上野台線との交 点に至り、同市 道を北進して市 道杉山田・江原 田・乙越線との 交点に至り、同</p>	<p>平成二十 年十一月 一日から 平成三十 年十月三 十一日ま で</p>	<p>一 指定区分 集団渡来地</p> <p>二 指定目的 乙越沼鳥獣保護 区は、秋田県内陸 中央部の大仙市の 西部に位置し、雄 物川の旧河道で、 三日月湖として形 成された乙越沼を 中心とした区域で あり、その周辺に は水田が広がって いる。このような 自然条件を反映し て、オオハクチョ ウ、コハクチョウ を始めとする多数 の渡り鳥が中継地 として利用する重 要な地域となっ ている。 このため当該地 区を鳥獣保護区に 指定し、当該地域</p>	<p>り、同道路を北 西に進んで市道 大野神岡線との 交点に至り、同 市道を北西に進 んで市道大野線 との交点に至 り、同市道を北 進して県道本荘 西仙北角館線と の交点に至り、 同県道を東進し て起点に至る線 に囲まれた一円 の区域。</p> <p>ニホンカモシカな ど多様な鳥獣が生 息している。 このため当該区 域は、鳥獣の生息 のため重要な区域 であると認められ ることから、鳥獣 保護区に指定し、 当該地域に生息す る森林性鳥獣の保 護を図るものであ る。</p>
---	--	--	---

<p>上林鳥 獣保護 区</p>	<p>道管生生内線との交点に至り、同市道を東進して市道鍋坂線との交点に至り、同市道を南進して市道中ノ台横林線との交点に至り、同市道を南東に進んで大俣沢左岸との交点に至り、同沢左岸を西進して皆瀬ダム貯水池公有水面に至り、同公有水面と民有地の境界を南西に進んで羽場橋との交点に至り、同橋を南西に進んで国道三百九十八号線との交点に至り、同国道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>
<p>雄勝郡東成瀬村田子内地内の村道田子内旧国道線と村道沢方・下田線との交点を起点とし、同村道を東進して国道三百四十二号線との交点に至り、同国道を南東に進んで字上林と字蛭川の</p>	<p>映して、マガモ、カルガモ、オナガガモを始めとする多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な区域となっている。 このため当該区域を、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及び渡り鳥の渡来地の保護を図るものである。</p>
<p>平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで</p>	<p>一 指定区分 身近な鳥獣生息地 二 指定目的 上林鳥獣保護区は、東成瀬村の北西部に位置し、村役場、学校、病院の敷地を含んだ、スギの人工林やナラ類等の落葉広葉樹で構成された森</p>

<p>貝沼鳥 獣保護 区</p>	<p>字界との交点に至り、同字界を南進して村道館ヶ沢上林線との交点に至り、同村道を北西に約五百五十メートル進んで字木滝ヶ沢と字仙人山の字界との交点に至り、同字界を南西に進んで字木滝ヶ沢と字一ノ沢の字界との交点に至り、同字界を南東に進んで雄物川地域森林計画区東成瀬村百一林班と百三林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進んで大沢川右岸との交点に至り、同川右岸を北西に約五十メートル進んで村道沢方・下田線との交点に至り、同村道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>
<p>湯沢市皆瀬地内の雄物川地域森林計画区旧皆瀬村六十八林班と七十林班と七十林班との林班</p>	<p>林が中心となった区域で、ウグイス、シジュウカラなどの鳥類やニホンカモシカなどの獣類まで多様な鳥獣が生息している。 また、公的機関から近いこともあって、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場にも利用されている。 このため当該区域を、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。</p>
<p>平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで</p>	<p>一 指定区分 身近な鳥獣生息地 二 指定目的 貝沼鳥獣保護区は、湯沢市の東部</p>

<p>秋の宮</p>	<p>界交点を起点とし、同七十林班と七十一林班の林班界を北西に進んで字背戸倉と字沼端との字界交点に至り、同字界を北に約三百メートル進んで更に北東に進んで字貝沼との字界交点に至り、字貝沼の字界を南東に進んで字上貝沼との字界交点に至り、字上貝沼の字界を南西に進んで字虚空蔵森との字界交点に至り、字虚空蔵森の字界を南東に進んで字小保内との字界交点に至り、字小保内の字界を南進して雄物川地域森林計画区六十九林班との交点に至り、同六十九林班の林班界を南進して六十八林班との交点に至り、同六十八林班の林班界を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>
<p>湯沢市秋ノ宮地</p>	<p>に位置し、貝沼を中心に公園整備された区域と、その周辺にはスギや落葉広葉樹が混在していて、里山に見られるキジバトなどの鳥類や、特別天然記念物であるニホンカモシカなど多様な野生鳥獣類が生息し、身近に見られる区域である。 このため当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。</p>
<p>平成二十一年</p>	<p>一 指定区分</p>

鳥獣保 護区	内の雄物川地域 森林計画区旧雄 勝町四十九林班 五小班及び六小 班並びに七小 の各小班の区 域。	年十一月 一日から 平成三十 年十月三 十一日ま で	身近な鳥獣生息 地 二 指定目的 秋の宮鳥獣保護 区は、湯沢市の南 部に位置し、秋の 宮地区の小高い丘 陵地に、スギ人工 林とナラ類の落葉 広葉樹が広がり、 ウグイスやニホン カモシカを始め、 多様な野生鳥獣の 生息地となってい る。 また湯沢市有林 となっており、宮 月林道や歩道など を利用して、森林 の中を散策するこ とで、自然とのふ れあいの場として も利用されてい る。 このため当該区 域は、鳥獣の生息 するため重要な区 域であると認めら れることから、鳥 獣保護区に指定 し、当該地域に生 息する鳥獣の保護 を図るものであ る。
-----------	--	---	--

秋田県告示第四百六十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第
八十八号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護
区の区域内に特別保護地区を指定し、平成二十年十一月一日から
施行する。

名称	飯田川 公園鳥 獣保護 区特別 保護地 区	飯田川公園鳥獣 保護区のうち、 県道秋田昭和飯 田川線と市道南 公園線との交点 を起点とし、同 県道を北に約二 百九十メートル 進んで飯田川町 南公園散策路と の交点に至り、 同散策路を南東 に進んで同公園 駐車場北端に至 り、同駐車場北 縁を南東に進ん で市道南公園線 に至る車道に至 り、同参道を南 進して三吉神社 鳥居前、お不動 さん前を経て同 参道と連続する 市道旭町支線に 至り、同市道を 南進して市道南 公園線に至り、 同市道を西進し て起点に至る線 に囲まれた一円 の区域。	平成二十 年十一月 一日から 平成三十 年十月三 十一日ま で	保護に関する指針 一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 飯田川公園鳥獣 保護区のうち、特 に寺社林の一部に 含む区域は、コサ ギ、ダイサギの生 息が確認されてお り、湯上市が伝統 や文化を考慮し、 シラサギを市の鳥 として選定してい ることや、寺社林 特有の高層木と低 層木からなる森林 には里山に生息す る多様な鳥獣の生 息地として特に重 要な区域となっ ている。 このため、当該 地区は、飯田川公 園鳥獣保護区の内 でも特に保護を 図る必要がある区 域と認められるこ とから、特別保護 地区に指定し、当 該地区に生息する これらの森林性鳥 獣の全体の保護を 図るものである。
----	--------------------------------------	--	---	---

平成二十年十月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

区特別 保護地 区	林管理署管轄の 国有林千七十三 林班の区域。	一日から 平成三十 年十月三 十一日ま で	二 指定目的 飯田川公園鳥獣保 護区の中でも、ブナを 主とした高齡級の 天然林(二十一齡 級)と湿原、草地 で構成された区域 は、森林生態系食 物連鎖の頂点に位 置するイヌワシの 餌の採取場所とし て利用されるなど、 多種多様な鳥 獣の良好な生息地 として特に重要な 区域となってい る。 このため当該区 域は、飯田川公園 鳥獣保護区の中でも 特に保護を図る必要 がある区域であると 認められることか ら、特別保護地区 に指定し、当該地 域に生息する鳥獣 及びその生息地の 保護を図るもので ある。
-----------------	------------------------------	-----------------------------------	---

乙越沼鳥獣保護区特別保護 沼公有水面の区域。	乙越沼鳥獣保護区のうち、乙越沼公有水面の区域。	平成二十一年十一月一日から平成三十	一 指定区分 集団渡来地 二 指定目的 乙越沼鳥獣保護	班と三小班の小班界西北端への見通し線を北西に進んで同林班二小班と二の一小班と三小班の小班界交点に至り、同点より同林班二の一小班と三小班及び四小班並びに五小班の小班界を北西に進んで旧西仙北町と旧神岡町の境界との交点に至り、同境界を北東に進んで雄物川地域森林計画区旧西仙北町八十四林班十の一小班と七小班の小班界との交点に至り、同点より同林班十の一小班及び八の一小班と七小班及び六小班の小班界を南東に進んで県道土川神岡線との交点に至り、同県道を南進して起点に至る線にかこまれた一円の区域。 広葉樹林と一体となり、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。 このため当該区域は、方角沢鳥獣保護区の中でも、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息するこれらの森林性鳥獣全体の保護を図るものである。
---------------------------	-------------------------	-------------------	--------------------------------------	---

地区 区特別保護地	大仙市払田地区の雄物川地域森林計画区旧仙北町一林班及び高梨神社並びに払田柵跡区域。	平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで	一 指定区分 身近な鳥獣生息地 二 指定目的 払田鳥獣保護区特別保護地区は、秋田県内陸中央部の大仙市東部に位置し、周辺は一面水田や耕作地の中、唯一といった緩やかな丘陵地に、人工林やナラ類の落葉広葉樹が混在しており、近くには水田や農業	区の中でも、乙越沼の区域は、その豊富な水資源とともに、餌となるヨシ、マコモ、ガマなど水生植物や水生昆虫が豊富にあることから、常時数百頭の渡り鳥が中継地として利用する重要な区域となっている。 このため当該地区は、乙越沼鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であることと認められることから、特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。
--------------	---	-----------------------------	---	--

八乙女鳥獣保護区特別保護地区	大仙市極楽野地区内の私道と市道八乙女線との交点を起点とし、私道を東進して市道八乙女線との交点に至り、	平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで	一 指定区分 身近な鳥獣生息地 二 指定目的 八乙女鳥獣保護区特別保護地区は、秋田県内陸中	用水路の豊富な水資源があることから、鳥獣の生息には適した区域であるとともに、里山に生息しているキジやシジュウカラなどの身近な鳥を観察できる区域である。 また、古くから高梨神社、払田柵跡等、歴史ある地域でもあり、地域住民に親しまれていることから、鳥獣の良好な生息地を確保し、近隣の児童や観察者の鳥獣保護思想の普及啓発上重要な区域である。 このため当該地区は、特に保護を図る必要がある区域であることと認められることから、特別保護地区に指定し、当該地区に生息する身近な鳥獣の生息環境の保護を図るものである。
----------------	--	-----------------------------	--	--

保呂羽山鳥獣特別保護地区	保呂羽山鳥獣保護区のうち、市道大木屋金井神線と雄物川地域森林計画区旧大森町四十八林班と国有林由利森林管理署一のI	平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで	一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 保呂羽山鳥獣保護区の中でも、特に保呂羽山山頂付近の天然の落葉広葉樹林について、	同町道を南東に約百八十メートル進んで八乙女公園三角点(標高百四メートル)に至る歩道との交点に至り、同歩道を南東に進んで雄物川地域森林計画区旧中仙町九林班と十林班の林班界北東端に至り、同林班界を南西に進んで市道八乙女線との交点に至り、同市道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。	中央部の大仙市東部に位置し、八乙女公園及び公園周辺の針葉樹と広葉樹の大木と低層木で構成される森林からなり、隣接地には玉川や水田地域等の豊富な水資源があることから、トビ、キジ、リスなど里山に生息する多様な鳥獣が生息している。 特に、八乙女公園を中心とした区域は、周辺住民が手軽に自然観察を行うことができる箇所として親しまれていることから、鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上重要な地域である。 このため当該地域を、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する身近な鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。
--------------	--	-----------------------------	--	---	---

皆瀬ダム鳥獣特別保護地区	皆瀬ダム鳥獣保護区のうち、皆瀬ダム公有水面の区域。	平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで	一 指定区分 集団渡来地 二 指定目的 皆瀬ダム鳥獣保護区の中でも、水資源が豊かな皆瀬ダム湖面の区域は、水辺を生活の	林班との境界の交点を起点とし、同境界を北進して波宇志別神社有地と秋田県県行造林地との境界に至り、同境界を北進して秋田県県行造林地と秋田県林業公社造林地との境界に至り、同境界を南進して雄物川地域森林計画区旧大森町四十八林班と同じく五十林班との境界に至り、同境界を南進して雄物川地域森林計画区旧大森町四十八林班と同じく四十九林班との境界に至り、同境界を南西に進んで市道大木屋金井神線との交点に至り、同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。	オオルリ、キビタキ、ウソ、エナガ、コガラ、アカゲラなどの森林性の鳥類が多数確認されていることから、特に重要な区域となっている。 このため当該区域は、保呂羽山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要のある区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、当該区域の生息するこれらの森林性鳥獣全体の保護を図るものである。
--------------	---------------------------	-----------------------------	---	--	---

よりどころにして
いるヤマセミなどの
の鳥や、渡りの中
継地としてマガ
モ、カルガモ等多
数の渡り鳥が利用
している、中核的
な区域となっている。
このため、当該
区域は、皆瀬ダム
鳥獣保護区の中
でも特に保護を
必要とする区域
であると認められ
ることから、特別
保護地区に指定
し、当該地域に
生息する鳥獣及
び渡り鳥の渡来
地の保護を図る
ものである。

秋田県告示第四百六十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定し、平成二十年十一月一日から施行する。
平成二十年十月三十一日

秋田県知事 寺田 典城

名称	区 域	存続期間
早稲山 休猟区	鹿角市八幡平地内の国有林道夜明島線と真金山川右岸との交点を起点とし、同国有林道を南西に進んで同国有林道の終点に至り、同終点から米代東部森林管理署花輪事務所三千百六十三林班と三千百六十四林班の林班界を南東に進んで鹿角市と北秋田市の境界に至り、同境界を北西に進み鹿角市と大館市の境界に至り、同境界を北東に進ん	平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

<p>湯瀬休 狺区</p>	<p>鹿角市湯瀬戈田地内の米代川左岸と、秋田と岩手の県境との交点を起点とし、同県境を南東に進み高畑山山頂に至り、同山頂から南西に進み高毛戸山頂に至り、同山頂を北西に進み八森山頂へ至り、同山頂から北東に進んで米代川左岸との交点に至り、同川左岸を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>	<p>平成二十年十一月一日から 平成二十年十月三十一日まで</p>
<p>高倉山 休狺区</p>	<p>大館市大茂内地内の大茂内川と市道大茂内線との交点を起点とし、同川を北進して国有林道大茂内沢線との交点に至り、同林道を北進し国有林米代東部森林管理署管轄二、三、七林班の交点に至り、同管理署二、三林班の境界を西進し民有林と国有林との境界交点に至り、同境界を北進し同管理署三、百三十一林班の交点に至り、同管理署三、四、五、六、七林班と百三十一、三十一、三十、二十九、二十八、二十七林班との林班界を進み七、二十七、十五林班の交点に至り、同点から小雪沢を南東に進み国有林道小雪終点に至り、同林道を南西に進んで県道大館十和田湖線との交点に至り、同県道を西進して市道大館長木線との交点に至り、同市道を西進し市道大茂内線を経て起点に至る線に囲まれた区域より小茂内鳥獣保護区の区域を除いた一円の区域。</p>	<p>平成二十年十一月一日から 平成二十年十一月一日から</p>

<p>平滝休 狺区</p>	<p>大館市早口地内の林道味噌内支線と市道千歳平滝線との交点を起点とし、同林道を北進して終点に至り、同点より国有林米代東部森林管理署二千二百六十七林班及び二千二百六十八林班と二千二百六十五林班及び二千二百六十六林班の林班界を北東に進んで林道坂沢線に至る山道に至り、同山道を東進して更に南進して同林道との交点に至り、同林道を南東に進んで市道千歳平滝線との交点に至り、同市道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>	<p>平成二十年十一月一日から 平成二十年十月三十一日まで</p>
<p>品類休 狺区</p>	<p>北秋田市七日市地内の県道桂瀬笹館線と市道七日市松沢線との交点を起点とし、同県道を西進して北秋田市七日市と北秋田市桂瀬の境界との交点に至り、同境界を北西に進んで北秋田市七日市と北秋田市米内沢の境界との交点に至り、同境界を北西に進んで品類集落に至る山道との交点に至り、同山道を北東に進んで品類川右岸との交点に至り、同川右岸を北進して小猿部川左岸との交点に至り、同川左岸を東進して市道七日市松沢線との交点に至り、同市道を南東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>	<p>平成二十年十一月一日から 平成二十年十月三十一日まで</p>
<p>六郎沢</p>	<p>北秋田市と大館市の境界と県道比内森</p>	<p>平成二十年</p>

<p>休狺区</p>	<p>吉線との交点を起点とし、同境界を南東に進んで北秋田市と鹿角市の境界との交点に至り、同境界を南進して種ヶ沢右岸との交点に至り、同沢右岸を西進して六郎沢右岸との交点に至り、同点より国有林米代東部森林管理署上小阿仁支署千八林班及び千二十三林班と千九林班、千二十一林班、千二十四林班及び千二十六林班の林班界を西進して森吉山鳥獣保護区境界との交点に至り、同境界を北西に進んで県道比内森吉線との交点に至り、同県道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>	<p>平成二十年十一月一日から 平成二十年十月三十一日まで</p>
<p>金池森 休狺区</p>	<p>北秋田市阿仁幸屋渡地内の国有林道雷の又線と国有林道鳥坂線との交点を起点とし、同林道鳥坂線を南西に進んで国有林道杉の又線との交点に至り、同林道を南東に進んで終点に至り、同点より続く杉ノ又沢を南東に進み国有林米代東部森林管理署上小阿仁支署二千七十四林班、二千七十五林班、二千七十二林班の交点に至り、同点より国有林と民有林の境界を東進して県道川辺阿仁愛船との交点に至り、同県道を南進して北秋田市と秋田市の境界の交点に至り、道市界を西進し北秋田市と上小阿仁村の境界の交点に至り、同境界を北進し雷又沢との交点に至り、同沢を北東に進んで国有林道雷の又線との交点に至り、同林道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>	<p>平成二十年十一月一日から 平成二十年十月三十一日まで</p>
<p>空台山 休狺区</p>	<p>北秋田郡上小阿仁村萩形地内の国有林道黒様沢線と国有林道萩形線との交点を起点とし、同林道黒様沢線を北東に進んで同林道分岐に至り、同分岐より北西に進み五郎沢に至り、同交点より同沢を北東に進み五郎沢から連なる稜線に至り、同稜線を南東に進み標高六</p>	<p>平成二十年十一月一日から 平成二十年十月三十一日まで</p>

<p>天瀬川 休猟区</p>	<p>国道七号線と町道沢部環状線との交点を起点とし、同町道を南東に進み町道入通川代線に至り、同町道を北東に進み県道能代五城目線との交点に至り、同県道を南進して山本・南秋田郡の郡界に至り、同郡界を西進して国道七号線との交点に至り、同国道を北進して起点へ至る線に囲まれた一円の区域。</p>	<p>平成二十年十一月一日から 平成二十三年十月三十一日まで</p>
<p>大倉山 休猟区</p>	<p>米代川地域森林計画区能代市六十・六十一林班界と能代市・八峰町の市町界との交点を起点とし、同市町界を北進し能代市・藤里町の市町界に至り、同市町界を南東に進み旧能代市・二ツ井町の旧市町界に至り、同界を南進し同計画区六十六・六十七林班界に至り、同林班界を南西に進み起点へ至る線に囲まれた一円の区域。</p>	<p>平成二十年十一月一日から 平成二十三年十月三十一日まで</p>
<p>一ノ又 休猟区</p>	<p>民有林道春秋線と国有林道中ノ又線との交点を起点とし、同林道中ノ又線を北東に進み米代川森林計画区米代西部森林管理署百六十九・百七十林班の林班界に至り、同林班界を北進し秋田・青森県の県境に至り、同県境を南東に進み山本郡藤里町・八峰町の町界に至り、同町界を南進し米代川地域森林計画区旧八竜町二十六・二十九林班と五</p>	<p>平成二十年十一月一日から 平成二十三年十月三十一日まで</p>

<p>白内休 猟区</p>	<p>南秋田郡五城目町馬場目字馬場目沢の米代川森林計画区米代西部森林管理署国有林二千六十六林班から二千二十七林班に含まれる一円の区域。</p>	<p>平成二十年十一月一日から 平成二十三年十月三十一日まで</p>
<p>下浜休 猟区</p>	<p>秋田市下浜羽川地内の県道川添下浜停車場線と横川左岸との交点を起点とし、同川左岸を北進して林道長浜線との交点に至り、同林道を東進して林道国見山線との交点に至り、同林道を北進して林道小山線との交点に至り、同林道を東進して市道榎田小山線に至り、同市道を東進して市道榎田宮田石神線との交点に至り、同市道を東進して県道寺内新屋雄和線との交点に至り、同県道を南東に進んで日本海東北自動車道との交点に至り、同自動車道を南西に進んで市道名ヶ沢線との交点に至り、同市道を北西に進んで県道川添下浜停車場線との交点に至り、同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>	<p>平成二十年十一月一日から 平成二十三年十月三十一日まで</p>
<p>薬師山 休猟区</p>	<p>南秋田郡五城目町御蔵下地内の広域林道五秋線の御蔵下橋南端を起点とし、同広域林道を南進して馬場目川右岸との交点に至り、同川右岸を北西に進んで町道高崎広ヶ野線との交点に至り、同町道を北進して町道広ヶ野下山内線</p>	<p>平成二十年十一月一日から 平成二十三年十月三十一日まで</p>

<p>勝手休 猟区</p>	<p>由利本荘市岩城勝手地内の市道鳥ヶ森前線砂沢線と国道七号線との交点を起点とし、同国道を北進し秋田市との境界線に至り、同境界線を南東に進み県道雄和岩城線との交点に至り、同県道を南西に進み市道観音下大町田線との交点に至り、同市道を北進し上新谷地区農免農道に至る歩道との交点に至り、同歩道を北西に進み上新谷農免農道との交点に至り、同農道を北進し市道仏ノ沢線との交点に至り、同市道を南西に進み市道鳥ヶ森前砂沢線との交点に至り、同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>	<p>平成二十年十一月一日から 平成二十三年十月三十一日まで</p>
<p>東由利 原休猟区</p>	<p>由利本荘市南由利原地内の県道仁賀保矢島館合線と県道鮎川南由利原線との交点を起点とし、県道鮎川南由利原線を北進し、平石橋を渡り、市道蒲町平石線との交点に至り、同市道を北進し、市道東由利原平石線との交点に至り、同市道を東進し市道黒沢南由利原線との交点に至り、同市道を南進し、市道久保田西由利原線との交点に至り、同市道を東進し、市道奉行免森子線との交点に至り、同市道を東進し市道平の脇線に至り、同市道を南進し、市道吉沢東由利原線との交点に至り、同市道を南西に進み市道黒沢南由利原線に至り、同市道を南進し県道矢島館合線との交点に至り、同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>	<p>平成二十年十一月一日から 平成二十三年十月三十一日まで</p>
<p>百宅休 猟区</p>	<p>由利本荘市鳥海町百宅地内の百宅川右</p>	<p>平成二十年</p>

八沢木 休猟区	横手市大森町の市道大森白山下線と市道五日町寺内線との交点を起点とし、	平成二十 年十一月
沼山休 猟区	横手市大沢の沼山川と市道追廻城南大沢線の交点を起点とし、同市道を北進して林道滝ノ沢線との交点に至り、同林道を東進して林道真坂沢線との交点に至り、同林道を北東に進んで雄物川地域森林計画区横手市四十一林班と四十二林班の境界との交点に至り、同境界を西進して横手市三十七林班と四十一林班の境界との交点に至り、同境界を北進して横手市三十六林班と三十七林班の境界との交点に至り、同境界を北西に進んで横手市三十六林班の境界に至り、同境界を北東に進んで林道柳沢線との交点に至り、同林道を北西に進んで市道追廻城南大沢線との交点に至り、同市道を北東に進んで吉沢川との交点に至り、同川右岸を東進して横手市旧横手市と旧山内村の境界に至り、同境界を南進して横手市五十一林班と官行造林地との境界に至り、同境界を東進して横手市五十一林班と同五十二林班の境界に至り、同境界を南進して横手市五十二林班と同五十三林班の境界に至り、同境界を南進して沼山川との交点に至り、同川左岸を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。	平成二十 年十一月 一日から 平成二十 三年十月 三十一日 まで
猟区	岸と林道奥山線との交点を起点とし、同林道を約三キロメートル程南西に進みそこから北西に進み東北電力板平発電所に伸びる水道管との交点に至り、同水道管を北東に進み子吉川との交点に至り、同川右岸を南東に進み百宅川との交点に至り、同川右岸を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。	年十一 月 一日から 平成二十 三年十月 三十一日 まで

小安沢 休猟区	湯沢市皆瀬字小安地内の主要地方道湯沢栗駒公園線と国道三百九十八号線との交点を起点とし、同国道を南東に進んで栗駒鳥獣保護区との境界に至り、同境界を西進して大字皆瀬と大字高松の字界に至り、同字界を北進して県道秋ノ宮小安温泉線との交点に至り、同県道を北東に進んで主要地方道湯沢栗駒公園線との交点に至り、同主要地方道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。	平成二十 年十一月 一日から 平成二十 三年十月 三十一日 まで
合居休 猟区	雄勝群東成瀬村岩井川地内の県道横手東成瀬線と国道三百九十七号線との交点を起点とし、同県道を北東に進んで村道馬場線との交点に至り、同村道を北東に進んで岩手県境との交点に至り、同県境を南東に進んで更に南西に進んで同国道との交点に至り、同国道を北西に進んで沼又鳥獣保護区境界との交点に至り、同境界を北東に進んで更に西進して同国道との交点に至り、同国道を西進して起点に至る線に囲ま	平成二十 年十一月 一日から 平成二十 三年十月 三十一日 まで
市道五日町寺内線	市道五日町寺内線を北西に進んで県道横手大森大内線との交点に至り、同県道を北西に進んで市道寺内中房八景田線との交点に至り、同市道を北西に進んで再び県道横手大森大内線との交点に至り、同県道を北西に進んで市道留長根本木線との交点に至り、同市道を北西に進んで再び県道横手大森大内線との交点に至り、同県道を北進して県道湯の又前田線との交点に至り、同県道を北東に進んで横手市と大仙市の境界に至り、同境界を東進して市道猿田線との交点に至り、同市道を南東に進んで同市道と連続する市道大森白山下線に至り、同市道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。	一日から 平成二十 三年十月 三十一日 まで

れた一円の区域。

秋田県告示第四百六十五号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、平成二十年十一月一日から施行する。
平成二十年十月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

名称	区域	存続期間	特定猟具の種類
二十六木特定 用具使用禁止 区域	由利本荘市二十六木地内の市道大町二十六木線と国道百七号線との交点を起点とし、同市道を南東に進んで市道川口二十六木線との交点に至り、同市道を南進して同国道との交点に至り、同国道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。	平成二十 年十一月 一日から 平成三十 年十月三 十一日ま で	銃器
八幡特定 用具使用禁止 区域	湯沢市岩崎地内の市道森金谷線と市道嶽ノ下掬上線との交点を起点とし、同市道を西進して農道八幡北小線との交点に至り、同農道を北に千メートル進んで市道上開下八幡線に至る農道との交点に至り、同農道を西進して同市道に至り、同市道を北進して市道森八幡線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道嶽ノ下掬上線との交点に至り、同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。	平成二十 年十一月 一日から 平成三十 年十月三 十一日ま で	銃器

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(83)八七六六 F.A.X(83)〇〇〇五
Email:matsubara@matsubarainatsu.co.jp

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁 雄